

平成 28 年 11 月 10 日
建築住宅課
担当者 丸谷・小川
内線 5312・5315
電話 225-1777

石川県住生活基本計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について

石川県住生活基本計画（案）に対する県民の皆様からのご意見（パブリックコメント）を下記のとおり募集いたしますので、お知らせいたします。

1. ご意見募集の趣旨

「石川県住生活基本計画」は住生活基本法第 17 条に基づき、石川県の住生活の安定および向上のための基本理念、目標、推進すべき施策、住宅政策を計画的かつ総合的に推進するために必要な事項について、全国計画に即して定めるものとなっています。

今回は、国が定める全国計画の改定が平成 28 年 3 月になされたこと、平成 24 年 3 月に策定した「石川県住生活基本計画」が計画期間の 1/2 を経過することを受けて、改定のための検討をしております。

つきましては、県民の皆様以案についてご意見をいただき、「石川県住生活基本計画」の参考にさせていただきたいと考えておりますので、広く県民の皆様からご意見を募集します。

2. ご意見募集の概要

(1) 募集期間

平成 28 年 11 月 11 日（金曜日）～平成 28 年 12 月 12 日（月曜日）まで
（郵送の場合は 12 月 12 日の消印有効）

(2) 募集内容

「石川県住生活基本計画」（案）についてのご意見

(3) 資料の入手法

①石川県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/public.html>

②次の各機関において閲覧できます。

- ・県土木部建築住宅課（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地、県庁 16 階）
- ・県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地、県庁 1 階）
- ・県小松県税事務所（小松市園町ハ 108 番地の 1）
- ・県中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部 33 番地）
- ・県奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1）
- ・各土木（総合）事務所の建築課

3. ご意見の提出方法

ご意見用紙（別紙）に氏名、住所、ご意見等を記入のうえ、郵送（平成 28 年 12 月 12 日の消印有効）、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください（必要事項が記入されていれば様式以外での提出でも結構です）。

なお、ご意見を正確に承るために、お電話や口頭でのご意見はお受けしておりません。また、ご意見の内容について確認させていただく場合があることから、お名前、ご住所等の連絡先の記載のないものについてもお受けいたしかねますので、ご了承ください。

4. ご意見の提出先

宛先：石川県土木部建築住宅課

- (1) 郵送：〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- (2) FAX：076-225-1779
- (3) 電子メール：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

5. ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、本計画策定の参考とさせていただきます。ご意見に対して個別に回答いたしません。いただいたご意見とそれに対する考え方を取りまとめて県ホームページに一定期間掲載する予定です。その際、個人情報あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。

6. 問い合わせ先

石川県土木部建築住宅課住宅政策グループ
電話番号：076-225-1777